

ハラスメント防止の状況について

【特別防衛監察に関する進捗状況及び懲戒処分事例】

令和 5 年 1 2 月
防 衛 省

ハラスメントに関する特別防衛監察の進捗状況等について

- ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示（令和4年9月6日）に基づき、特別防衛監察を実施。
- 申出期間（同年9月13日～11月30日）中に1,325件の被害申出があった。
- 当該1,325件については、事実確認中等の数十件を残し、令和5年中にほぼ全ての対応が完了見込み。
- なお、特別防衛監察で判明した将官の関与する案件は以下の通り。

■ 陸上自衛隊におけるパワハラ事案

- ・ 「A将補」は、令和2年3月頃から、部下隊員らを指導する際、威圧的な言動等により精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を著しく悪化させ、部下隊員5名が精神疾患を発症する一因をなした。
- ・ 「B1佐」は、令和2年3月頃から、部下隊員らを指導する際、威圧的な言動等により精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を著しく悪化させ、部下隊員2名が精神疾患を発症する一因をなした。
- ・ 「C3佐」は、令和4年4月頃、部下隊員2名を指導する際、胸部を殴打する等の暴行を加えた。

【処分量定】 A将補：降任（2階級）、B1佐：降任（1階級）、C3佐：停職1月

■ 海上自衛隊におけるパワハラ事案

「D将補」は、令和4年8月、部下隊員に対し、職務上の優位性を背景に、不条理・不当な要求を行い、精神的苦痛を与えた。

【処分量定】 D将補：減給2月1／6

特別防衛監察に関する進捗状況（令和5年12月22日現在）

ハラスメント被害の申出案件1,325件の進捗状況

（単位：件）

区分	申出案件	進捗状況			
		事実確認中	懲戒調査中	懲戒処分等	嫌疑不十分等
陸上自衛隊	771	7	32	122	610
海上自衛隊	268	0	6	43	219
航空自衛隊	185	1	2	27	155
機関等	101	4	0	15	82
計	1,325	12	40	207	1,066

懲戒処分等人数（ハラスメント等の種類別）

（懲戒処分等件数：207件 懲戒処分等人数：245人）

（単位：人）

区分	パワハラ	セクハラ	パワハラ セクハラ	その他 ハラスメント	規律違反	計
陸上自衛隊	74	19	3	1	69	166
海上自衛隊	21	5	1	—	9	36
航空自衛隊	14	3	1	—	8	26
機関等	6	3	1	1	6	17
計	115	30	6	2	92	245

注：1件の申出案件で複数人を処分している場合や複数件の申出案件で1人を処分している場合があるため、件数と人数は異なる。

特別防衛監察に関する懲戒処分事例（パワハラ）

注記：各懲戒処分の公表資料から転載

連番	被処分者の所属等	事案の概要	処分年月日	処分量定
事例①	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 1等陸佐 54歳 男性	被処分者は、令和2年の冬頃から令和4年4月頃までの間、執務室において、部下隊員に対し、声を荒げる、資料を机に叩きつける等の威圧的な指導により、部下隊員らに精神的苦痛を与えるとともに職場環境を悪化させた。	令和5年 11月30日 (木)	停職12月
事例②	陸上自衛隊 第3陸曹教育隊 2等陸尉 30代 男性	被処分者は、令和4年4月頃から同年9月頃までの間、事務室等において、複数名の部下隊員に対して威圧的な言動で指導し、精神的苦痛を与え、そのうち1名が精神疾患を発症する一因をなした。	令和5年 12月19日 (火)	停職6月
事例③	海上自衛隊 第4整備補給隊 第41機側整備隊 3等海曹 30代	被処分者は、令和4年3月23日（水）、厚木航空基地において、後輩隊員を指導する際、左大腿部付近を後ろから蹴る等し、全治2週間の傷害を負わせたものである。	令和5年 10月30日 (月)	停職3月
事例④	航空自衛隊 航空救難団飛行群 那覇救難隊 佐官 40歳代 男性	被処分者は、当時所属していた部隊の職場において、部下隊員Aに対し、複数回にわたり無視する等の行為を行い、精神的苦痛を与えるととともに、部下隊員Bに対し、大声で怒鳴る、長時間立たせたまま、威圧的な言動を伴う指導を日常的に行い、精神的苦痛を与えた。	令和5年 11月21日 (火)	停職5日

特別防衛監察に関する懲戒処分事例（セクハラ）

注記：各懲戒処分の公表資料から転載

連番	被処分者の所属等	事案の概要	処分年月日	処分量定
事例①	陸上自衛隊 第1後方支援連隊 3等陸曹 30歳代 男性	被処分者は、令和3年2月9日（火）、後輩隊員Xの身体を執拗に触る等のわいせつな行為をした。	令和5年 12月15日 （金）	免職
事例②	陸上自衛隊 第1後方支援連隊 陸士長 21歳 男性	被処分者は、令和3年2月9日（火）、後輩隊員Yの身体を執拗に触る等のわいせつな行為をした。	令和5年 12月15日 （金）	免職
事例③	陸上自衛隊 第21普通科連隊 陸士長 19歳 男性	被処分者は、令和4年11月頃、隊舎において、同僚隊員の臀部及び胸部を触り、不快にさせた。	令和5年 12月5日 （火）	停職6月
事例④	海上自衛隊 横須賀地方総監部 3等海曹 30歳	被処分者は、令和4年5月頃、当時勤務していた職場の倉庫内において、後輩女性隊員の意に反して、身体を触ろうとしたものである。	令和5年 11月27日 （月）	停職1月
事例⑤	航空自衛隊 第4補給処高蔵寺支処 防衛技官 男性	被処分者は、令和2年6月20日（土）、被害隊員に抱きつく等のわいせつな行為をし、不快にさせた。 また、翌21日（日）、被害隊員に対しSNSによる不適切なメッセージを送信する等し、不快にさせた。	令和5年 12月22日 （金）	停職4月